

広島県インフラマネジメント基盤検討事業に係る基本事項検討業務 委託仕様書

1 業務の名称

広島県インフラマネジメント基盤検討事業に係る基本事項検討業務

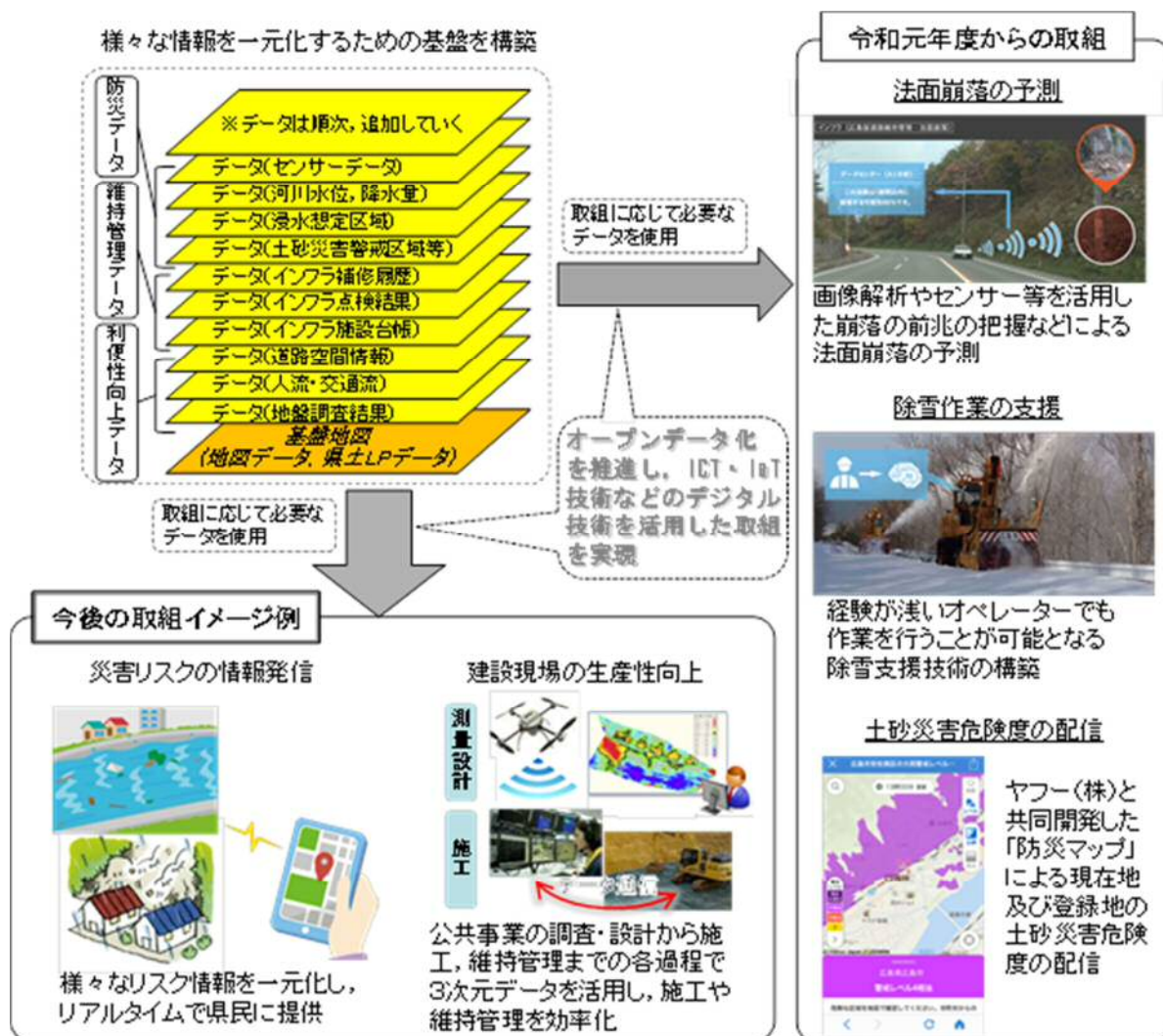
2 事業目的

近年、頻発する集中豪雨などによる甚大な被害の発生、既存インフラの老朽化の進展、人口減少、少子・高齢化の進行による技術者等の担い手不足などが今後、一層懸念される。

このことから、引き続き、防災・減災対策に資するインフラ整備を計画的に推進するとともに、進展を続ける ICT・IoT 技術等を最大限に活用し、官民連携による最適なインフラマネジメントを進めることで、県民の安全・安心の確保、インフラを利用する人の利便性向上を目指すこととしている。

令和2年度は、AI・IoT 技術などのデジタル技術の活用により計画的かつ効率的な社会資本整備を進めるとともに最適なインフラマネジメントを行うため、必要となる仕組み等について検討する。

【インフラ情報のデジタル化のイメージ】



3 業務委託期間

契約締結日から90日間

4 業務内容等

(1) 業務の内容等

基本事項の整理	想定する成果物
取組の全体像の整理 <ul style="list-style-type: none">○ 類似事例としてスマートシティや国土交通省の「国土交通データプラットフォーム」等の国内事例や海外事例について調査を実施する (調査の視点) 利用者, 利用イメージとメリット, システム構成, 運用体制, 整備コスト 等○ 民間が保有する情報・技術等を活用する手法, 運用体制, マネタイズ等の検討○ 目指す姿のイメージの整理 ICT・IoT 技術などのデジタル技術を活用し, 課題の解決, 新たな価値の創造など, 目指す姿のイメージの実現に向けてどのように取り組んでいくかを整理する	<ul style="list-style-type: none">○ 目指すイメージ案○ 機能概要案○ 公募方法案○ 運営体制案○ マネタイズ案 ※これらの検討案には比較検討結果を含む
県が保有するデータの状況整理 <ul style="list-style-type: none">○ 県が保有しているデータの収集を行い, それらデータについて, 形式・データ量・更新頻度などの状況を調査・整理し, 利用時の留意点等の整理を行う	<ul style="list-style-type: none">○ 格納情報案○ データ連携の素案
連携を目指す外部データの調査 <ul style="list-style-type: none">○ 連携を目指す外部(国・市町, 民間等)データの収集を行い, それらデータについて, 形式・データ量・更新頻度などの状況を調査・整理し, 利用時の留意点等の整理を行う	<ul style="list-style-type: none">○ 格納情報案○ データ連携の素案

なお, 本業務における成果物を基に, 令和2年度中にシステム機能要件等の検討やシステム構成, 画面仕様, 構築スケジュールなどのシステム構築方法等の検討を行う業務を実施する予定としている。また, 令和2年度の検討内容を踏まえ, 今後システム基盤の調達業務を予定している。

本業務の受託者は, システム構築方法等の検討業務やシステム基盤の調達業務における技術支援について, 継続して関与を求める場合がある。

(2) 業務の体制

受託者は, 本業務に必要な人員を配置し, 責任者及び副責任者を明らかにするとともに, 責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお, グループ企業体で応募する場合には, 以下の受託者代表業務も行うこと。

- ・業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため, 広島県土木建築局技術企画課との総合的な窓口機能を果たすとともに, 構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・他の構成企業も含めた委託業務全般について, 責任を持って履行すること。

5 納入成果物

受託者は、業務完了日から15日以内に、報告書（紙媒体原則A4判両面印刷、CD-R）を各2部（正・副）提出すること。

報告書には、事業目的、概要のほか、目指すイメージ案、運営体制案、マネタイズ案、公募方法案、機能概要案、格納情報案等を添付すること。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ① 本業務により得られた効果は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

8 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務の受託者及び受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係のある者は、今後予定しているシステム基盤の調達業務に参加できない。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

インフラマネジメント基盤 (イメージ図)

